

## 事業計画書

令和7年3月31日

団体名	西蒲スポーツ振興グループ
経営理念・経営方針	市民の健康の増進とスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置されたことを理解し、「新潟市体育施設条例」「新潟市都市公園条例」その他関連する法令等を遵守し、行政の管理運営代行者としてすべての利用者に対し、平等公平なサービスを行います。
指定管理者申請の動機	更なるスポーツ振興や地域の活性化および地域協力の充実化を図ることにより地域への貢献に寄与するため
指定管理業務に係る事業計画 ・運営方針 ・集客計画 ・入館者数及び利用料収入見込 等	<p>運営方針</p> <p>① 誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめ・励める場の提供</p> <p>② 地域活動の拠点づくり</p> <p>③ スポーツを支える環境づくり</p> <p>集客計画</p> <p>① 各種健康教室の実施</p> <p>② 各種イベントの実施</p> <p>③ 合宿の誘致活動（利用団体へのサービス充実化）</p>
自主事業を実施する場合の事業計画	<p>■事業計画概要 R7年度の事業内容・開催予定日・利用者数見込 等)</p> <p>(1) ヨガ教室（春）</p> <p>実施目的：健康意識の高い方へ向けて教室事業を提供</p> <p>実施日：R7年4月8日～R7年6月10日 （毎週火曜日全10回）</p> <p>定員：30名</p> <p>参加費：1回500円、10回お申込み4,500円</p> <p>(2) ヨガ教室（秋）</p> <p>実施目的：健康意識の高い方へ向けて教室事業を提供</p> <p>実施日：R7年9月9日～R7年11月11日 （毎週火曜日全10回）</p> <p>定員：30名</p> <p>参加費：1回500円、10回お申込み4,500円</p> <p>(3) 角田山ハーフマラソン</p>

	<p>実施目的：マラソン愛好家の参加大会として、地域の運動愛好家の受け入れと先として、また地域活性に貢献するため</p>
<p>サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間</li> <li>・休館日の設定</li> </ul>	<p>城山運動公園野球場 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前5時～午後9時30分</p> <p>城山運動公園サブ野球場 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前5時～午後7時</p> <p>城山運動公園テニス場 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前5時～午後7時</p> <p>城山運動公園ホッケー場 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前5時～午後9時30分</p> <p>城山運動公園管理棟 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前9時～午後7時(※1)</p> <p>城山運動公園屋内コート 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前5時～午後9時30分</p> <p>岩室体育館 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>岩室野球場 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前5時～午後9時30分</p> <p>岩室緑地広場テニスコート 令和7年4月1日～令和8年3月31日</p>

	<p>(令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時 わなみ運動広場 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時</p> <p>※1 宿泊の場合…午前9時から翌日の午後3時まで。ただし、2泊以上の場合は、1日目の午前9時から最終日の午前10時まで。スポーツ利用者のみとする(宿泊だけ目的の方は利用をお断りする)。ただし、日帰り利用に関しては会議室同様どなたでもご利用いただける。</p> <p>※2 競技施設整備にともなう利用の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会実施前日を中心に、利用者に支障のない範囲において、利用を中止して競技施設の整備を実施する。</li> <li>・利用者に支障のない範囲において、利用を中止して施設維持管理作業を実施する。</li> <li>・雨天時の利用は特にグラウンド環境を悪化させるため、利用者と協議のうえ利用を中止していただく</li> </ul> <p>※3 供用時間の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者より要望があった場合は協議の上、施設利用時間の繰上げおよび延長を実施する。</li> </ul> <p>※4 大会・イベント時の会場保存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者より要望があった場合は協議の上、会場保存をできるものとする。</li> </ul> <p>※5 窓口受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山屋内コートおよび岩室体育館にて窓口受付業務を行い、受付時間は午前8時30分～午後9時までとする。</li> </ul>
<p>料金 ・設定の方針 等</p>	<p>施設の利用料金は、別途資料を参照</p>

<p>収支計画</p>	<p>&lt;収入&gt; (単位：千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理料：64,600 千円</li> <li>● 指定管理業務に伴うその他の収入：200 千円</li> <li>● 利用料金：0 円</li> <li>● 自主事業収入：3,740 千円</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>&lt;支出&gt; (単位：千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人件費：34,100 千円</li> <li>● 管理費：27,965 千円</li> <li>● 事務費：2,735 千円</li> <li>● 事業費：0 円</li> </ul>																													
<p>組織・人員体制</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 20%;">役 職</th> <th style="width: 50%;">施設における担当業務及び 資格・経験等</th> <th style="width: 30%;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者（施設長）</td> <td>業務全体の総括 事業・予算の立案・実施 安全責任者 個人情報管理責任者 甲種防火管理者 普通救命講習修了者 体育施設管理職員経験者</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>城山・岩室施設長</td> <td>職員の指揮監督、利用者対応 体育施設管理職員経験者</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>西蒲区在住者</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>外構管理員</td> <td>グラウンド整備 日常清掃および窓口業務 補助</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>管理員</td> <td>窓口対応、施設管理</td> <td>10 名</td> </tr> <tr> <td>清掃員</td> <td>施設清掃</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>スポーツ健康マネージャー （本部職員）</td> <td>健康運動指導士 指定管理・体育施設管理経験者</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>施設管理責任者 （本部職員）</td> <td>建築物等調査資格者、建築設備検査資格者</td> <td>1 名</td> </tr> </tbody> </table>			役 職	施設における担当業務及び 資格・経験等	人 数	総括責任者（施設長）	業務全体の総括 事業・予算の立案・実施 安全責任者 個人情報管理責任者 甲種防火管理者 普通救命講習修了者 体育施設管理職員経験者	1 名	城山・岩室施設長	職員の指揮監督、利用者対応 体育施設管理職員経験者	1 名	事務員	西蒲区在住者	1 名	外構管理員	グラウンド整備 日常清掃および窓口業務 補助	3 名	管理員	窓口対応、施設管理	10 名	清掃員	施設清掃	1 名	スポーツ健康マネージャー （本部職員）	健康運動指導士 指定管理・体育施設管理経験者	1 名	施設管理責任者 （本部職員）	建築物等調査資格者、建築設備検査資格者	1 名
役 職	施設における担当業務及び 資格・経験等	人 数																												
総括責任者（施設長）	業務全体の総括 事業・予算の立案・実施 安全責任者 個人情報管理責任者 甲種防火管理者 普通救命講習修了者 体育施設管理職員経験者	1 名																												
城山・岩室施設長	職員の指揮監督、利用者対応 体育施設管理職員経験者	1 名																												
事務員	西蒲区在住者	1 名																												
外構管理員	グラウンド整備 日常清掃および窓口業務 補助	3 名																												
管理員	窓口対応、施設管理	10 名																												
清掃員	施設清掃	1 名																												
スポーツ健康マネージャー （本部職員）	健康運動指導士 指定管理・体育施設管理経験者	1 名																												
施設管理責任者 （本部職員）	建築物等調査資格者、建築設備検査資格者	1 名																												

	会計担当 (本部職員)	日商簿記2級 指定管理業務経験者	1名
賃金水準スライドの反映方法	<p>当グループでは、年1回定期的な賃金の見直しを行います。賃金水準スライド額を原資として、月例給、時給のベースアップを実施いたします。</p> <p>職員面談等行いながら、職員の働きを適切に評価し、賃金改定を実施することで従業員への十分な還元を図っていきます。</p>		
雇用・労働条件	<p>・労働条件については関係法令を遵守すると共に、新規採用の必要がある場合は、地域密着型の雇用を優先し、地元の方の中から明るく誠実に対応して頂ける方、有効な業務能力を持っている方を優先して採用致します。地域に精通した職員が知識や経験を十分に発揮でき、それを施設運営に活かすことが組織全体の活性化につながるような体制をします。</p>		
安全確保及び緊急時の対応	<p>緊急事態が発生した場合は、施設長が中心となり、危機管理マニュアルに基づき、職員と利用者の人的安全を確保します。</p> <p>必要に応じて、子ども、高齢者、車いす利用者、視覚・聴覚障がい者等の要支援者の救助・応急手当・避難誘導を行います。</p> <p>建物・設備・備品等に異常が発見された場合は、状況に応じて施設利用を中止し、被害の最小化と二次災害の防止に努めます。</p>		
要望・苦情への対応	<p>当グループは、利用者の顕在・潜在ニーズを把握すべく利用者アンケートの実施やお客様との会話による生のご意見の収集に努めています。</p> <p>「厳しいお言葉」であっても「お褒めのお言葉」であっても、それらの様々なニーズを公正・公平の尺度をもって採否を決定し、すぐに対応可能な事項に関しては即日対応します。</p> <p>何らかの事由で即対応できないものや、検討の結果、設置主旨等から鑑みて妥当でないと判断された事項は、明確・迅速にその理由や改善時期等をご納得いただけるよう誠意を持って対応します。</p>		
個人情報の取扱い コンプライアンス	<p>個人情報保護基本方針を定め、全てのスタッフが個人情報の保護に関する取り扱いについて理解し、適切に運用できるよう個人情報保護基本規程の制定と、スタッフ教育を行います。</p>		

	<p>施設長を個人情報保護の責任者とし、情報漏えい対策基準に基づき適切な運用を行います。</p> <p>個人情報を守る具体的な安全管理措置、万が一情報漏えいが発生した場合の保険加入と適切な管理体制による個人情報保護に取り組みます。</p>
環境保護の取組み	<p>過去の実績や類似施設のデータ分析を基にエネルギーの最適化を図り、さらにリサイクル問題への対応、環境に配慮した適合商品の購入を積極的に行います。</p> <p>経費縮減を視野に入れることも忘れません。また、利用者の環境を損なわないことを大前提して、取り組みます。</p>
障がい者雇用の取組み	<p>当グループ構成各社は、その社会的責任を果たすべく障がい者の雇用にも積極的に取り組んでいます。</p>
社会貢献活動の取組み	<p>当グループ構成各社は、単に企業利益を追求するのではなく、企業活動が社会に及ぼす影響にも着目し、企業の社会的責任＝CSR（Corporate Social Responsibility）を果たすべく、各社取り組んでおります。</p> <p>また、施設では近隣保育園との花植え活動、中学校職場体験受入等と取り組んでおります。</p>
地元経済振興及び雇用確保の取組み	<p>地元可愛される施設を目指すためにも、地元優先の業者選定を行います</p> <p>地元雇用により、地域活性化に貢献します</p>
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当グループでは、性別や年齢にとらわれない雇用を行っており、今後も継続していきます。</li> <li>・有給休暇の取得を推進しています。特に、施設の利用が落ち着く冬期には、各職員が有給休暇を利用してプライベートを充実させています。</li> <li>・利用状況に合わせた人員配置をあらかじめ行うことで時間外労働を減らします。</li> <li>・契約社員から正社員への登用、定期的な面談によるスタッフの意識・意向調査を踏まえた人員配置と資格取得の支援等も行い、スタッフのモチベーションを高めています。</li> <li>・働きやすい職場環境を整えることで優秀な人材を確保し、安定して持続可能な施設運営につなげます。</li> </ul>

## 事業計画書（詳細）

## 経営理念・経営方針

市民の健康の増進とスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置されたことを理解し、「新潟市体育施設条例」「新潟市都市公園条例」その他関連する法令等を遵守し、行政の管理運営代行者としてすべての利用者に対し、平等公平なサービスを行います。

## 指定管理者申請の動機

平成27年4月より、私たち西蒲スポーツ振興グループは、新潟市をはじめ、利用者、地域の皆様から様々なご支援をいただきながら、当施設の管理運営を行っております。今後は、これまでの経験を生かした管理運営を行い、設置目的である『スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること』を十分理解し西蒲区最大の総合スポーツ施設として、地域の皆様の活動が活性化するようサポートし、にぎわいと活力があふれる西蒲区づくりに貢献していきます

## 指定管理業務に係る事業計画（運営方針、集客計画、入館者数及び利用料収入見込など）

## 運営方針

- ① 施設の多目的な利活用
- ② 団体利用の促進
- ③ 施設のクオリティアップ

## 利用者目標

R7	R8	R9	R10	R11
88,000	89,000	90,000	91,000	92,000

## 各年度の稼働率目標

	R7	R8	R9	R10	R11
屋内施設	22%	22.5%	23%	23.5%	24%
屋外施設	10%	10.5%	11%	11.5%	12%

## ○施設の多目的な利活用 具体的な取り組み

- ・管理棟の日帰り一般開放
- ・サブ会議室でのスポーツ・講習会利用
- ・グラウンドの多目的グラウンド化
- ・他種目のアップ会場・休憩会場としての利用受け入れ

- 団体利用の促進
  - ・西蒲区スポーツ団体の加盟募集
  - ・幅広い種目に応じた備品貸出
  - ・多様な広報の展開
  - ・空き時間の広報及び教室事業の展開
- 施設のクオリティアップ
  - ・現場スタッフによる日常整備
  - ・本部専門スタッフによる集中整備
  - ・利用調整による品質保持
  - ・施設機能の改善及び老朽化備品の更新

#### 自主事業を実施する場合の事業計画（集客計画、入館者数及び収入見込など）

- 西蒲区区ビジョン基本方針にある「スポーツレクリエーションの普及・推進」に寄与する自主事業を展開します。
- 中学生のやりたいスポーツをする機会を確保するため、中学校部活動移行に対応した取り組みを実施します。
- 利用者の利便性の向上や施設の利用促進を図るサービスを行います。
- 未経験者や初心者でも幅広く参加でき、スポーツをはじめのきっかけづくり、またスポーツ活動の継続に役立つような魅力的な事業を展開していきます。

収入目標：2,592,000円

#### ○スポーツ事業

教室事業 8コマ×3教室×2シーズン×15人×600円=432,000円

サッカー教室 6600円×6人×12か月=500,000

スポーツイベント（ランニングウォーキング・体力測定・eスポーツ等）200人×500=100,000円

セミナー 20人×1,000=20,000円（年1回）

#### ○サービス事業

レンタル 170,000円 物販 50,000円 コピー20,000円

#### ○自動販売機収入

900,000円

#### ○その他収入

400,000円（西蒲スポ協事務所賃貸料、受取利息等）

## サービス内容（開館時間、休館日の設定）

## 城山運動公園野球場

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前5時～午後9時30分

## 城山運動公園サブ野球場

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前5時～午後7時

## 城山運動公園テニスコート

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前5時～午後7時

## 城山運動公園ホッケー場

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前5時～午後9時30分

## 城山運動公園管理棟

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前9時～午後7時（※1）

## 城山運動公園屋内コート

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前5時～午後9時30分

## 岩室体育館

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前8時30分～午後9時30分

## 岩室野球場

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前5時～午後9時30分

## 岩室緑地広場テニスコート

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時

わなみ運動広場 令和7年4月1日～令和8年3月31日

（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時

※1 宿泊の場合…午前 9 時から翌日の午後 3 時まで。ただし、2 泊以上の場合は、1 日目の午前 9 時から最終日の午前 10 時まで。スポーツ利用者のみとする（宿泊だけ目的の方は利用をお断りする）。ただし、日帰り利用に関しては会議室同様どなたでもご利用いただける。

※2 競技施設整備にともなう利用の中止

- ・大会実施前日を中心に、利用者に支障のない範囲において、利用を中止して競技施設の整備を実施する。
- ・利用者に支障のない範囲において、利用を中止して施設維持管理作業を実施する。
- ・雨天時の利用は特にグラウンド環境を悪化させるため、利用者と協議のうえ利用を中止していただく

※3 供用時間の変更

- ・主催者より要望があった場合は協議の上、施設利用時間の繰上げおよび延長を実施する。

※4 大会・イベント時の会場保存

- ・主催者より要望があった場合は協議の上、会場保存をできるものとする。

※5 窓口受付時間

- ・城山屋内コートおよび岩室体育館にて窓口受付業務を行い、受付時間は午前 8 時 30 分～午後 9 時までとする。

#### 料金（利用料金制、料金設定の方針）

施設の利用料金は、別途資料を参照

## 組織・人員体制

役 職	施設における担当業務及び資格・経験等	人 数
総括責任者（施設長）	業務全体の総括 事業・予算の立案・実施 安全責任者 個人情報管理責任者 甲種防火管理者 普通救命講習修了者 体育施設管理職員経験者	1名
城山・岩室施設長	職員の指揮監督、利用者対応 体育施設管理職員経験者	1名
事務員	西蒲区在住者	1名
外構管理員	グラウンド整備 日常清掃および窓口業務補助	3名
管理員	窓口対応、施設管理	10名
清掃員	施設清掃	1名
スポーツ健康マネージャー （本部職員）	健康運動指導士 指定管理・体育施設管理経験者	1名
施設管理責任者 （本部職員）	建築物等調査資格者、建築設備検査資格者	1名
会計担当 （本部職員）	日商簿記2級 指定管理業務経験者	1名

## 賃金水準スライドの反映方法

- ・当グループでは、年1回定期的な賃金の見直しを行います。
- ・賃金水準スライド額を原資として、月例給、時給のベースアップを実施いたします。
- ・職員面談等行いながら、職員の働きを適切に評価し、賃金改定を実施することで従業員への十分な還元を図っていきます。

## 雇用・労働条件

- ・総括施設長を核に、職員によるローテーションで管理運営を行います。
- ・労働基準法・労働安全衛生法に基づき、社会保険、労災保険、雇用保険への適切な加入、有給休暇の付与、健康診断の実施、通勤手当の支給、被服の貸与を行います。
- ・新規採用の必要がある場合は、地域密着型の雇用を優先し、地元の方の中から明るく誠実に対応して頂ける方、有効な業務能力を持っている方を優先して採用致します。地域に精通した職員が知識や経験を十分に発揮でき、それを施設運営に活かすことが組織全体の活性化につながるような体制をします。

#### 安全確保及び緊急時の対応

緊急事態が発生した場合は、施設長が中心となり、危機管理マニュアルに基づき、職員と利用者の人的安全を確保します。

必要に応じて、子ども、高齢者、車いす利用者、視覚・聴覚障がい者等の要支援者の救助・応急手当・避難誘導を行います。

建物・設備・備品等に異常が発見された場合は、状況に応じて施設利用を中止し、被害の最小化と二次災害の防止に努めます。

#### 要望・苦情への対応

当グループは、利用者の顕在・潜在ニーズを把握すべく利用者アンケートの実施やお客様との会話による生のご意見の収集に努めています。

「厳しいお言葉」であっても「お褒めのお言葉」であっても、それらの様々なニーズを公正・公平の尺度をもって採否を決定し、すぐに対応可能な事項に関しては即日対応します。何らかの事由で即対応できないものや、検討の結果、設置主旨等から鑑みて妥当でないと判断された事項は、明確・迅速にその理由や改善時期等をご納得いただけるよう誠意を持って対応します。

#### 個人情報の取扱い・コンプライアンス

個人情報保護基本方針を定め、全てのスタッフが個人情報の保護に関する取り扱いについて理解し、適切に運用できるよう個人情報保護基本規程の制定と、スタッフ教育を行います。

施設長を個人情報保護の責任者とし、情報漏えい対策基準に基づき適切な運用を行います。

個人情報を守る具体的な安全管理措置、万が一情報漏えいが発生した場合の保険加入と適切な管理体制による個人情報保護に取り組みます。

#### 環境保護の取組み（ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等）

- 過去の実績や類似施設のデータ分析を基にエネルギーの最適化を図り、さらにリサイクル問題への対応、環境に配慮した適合商品の購入を積極的に行います。
- 経費縮減を視野に入れることも忘れません。また、利用者の環境を損なわないことを大前提して、取組みます。
- 具体的な取組みとしては、施設の清掃で使用するワックスや洗剤については、体育館施設の特性を考慮に入れながら、環境に優しい商品を採用します。

環境ホルモン不使用、省スペースなど、環境配慮マークの記載がある商品を使用することで、利用者の身体の安全もお守りします。

#### 障がい者雇用の取組み（障害者雇用率など）

当グループ構成各社は、その社会的責任を果たすべく障がい者の雇用にも積極的に取り組んでいます。  
求人の際は、その業務内容により障がい者への門戸を開くことで障がい者の雇用に努めます。

#### 社会貢献活動の取組み（地域活動への参加など）

当グループ構成各社は、単に企業利益を追求するのではなく、企業活動が社会に及ぼす影響にも着目し、企業の社会的責任＝CSR（Corporate Social Responsibility）を果たすべく、各社取り組んでおります。  
また、施設では近隣保育園との花植え活動、中学校職場体験受入等と取り組んでおります。

#### 地元経済振興及び雇用確保への取組み

##### （再委託や物品調達における市内の中小企業者への発注・活用や市民の雇用確保など）

- 地元に愛される施設を目指すためにも、地元優先の業者選定を行います  
具体的には、下記の通りです
  - ・合宿利用がある場合は、温泉・宿泊、布団や食事の提供について、私たちが窓口にてご案内することで、利用者のニーズに合わせ、地元商店、商工会、食品衛生協会加盟店などより供給するサイクルを作ります。
  - ・施設の備品購入や施設の修繕は地元優先の業者選定を行います。
- 地元雇用により、地域活性化に貢献します。  
具体的には以下の通りです。
  - ・現在の常勤職員は全て西蒲区在住の職員です。継続的に雇用することで、災害等緊急時に迅速な対応が行えます。また、地域の案内もスムーズに行うこともができ、利用サービスを向上できます。
  - ・新規採用の必要がある場合は、地域密着型の雇用を優先し、地元の方の中から明るく誠実に対応して頂ける方、有効な業務能力を持っている方を優先して採用致します。地域に精通した職員が知識や経験を十分に発揮でき、それを施設運営に活かすことが組織全体の活性化につながるような体制をします。

#### ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み（男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の登用など）

■企業等の方針として、男女がともに働きやすい職場環境づくり、仕事と家庭生活等の両立、女性の能力活用等が重要である旨の考えがあり、その考え方が明文化されている。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が100人以下)が策定し、労働局に提出している。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。
- 厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍を宣言している。
- 新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。
- 過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。
- 役職者(係長相当職以上)に占める女性の割合が30%以上である。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定「えるぼし認定」を受けている。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)が策定し、労働局に提出している。
- 新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰されている。